

吹田市立高齢者生きがい活動センター
指定管理者募集要項

令和3年（2021年）8月1日
吹田市 福祉部 高齢福祉室

吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者募集要項（目 次）

1	指定管理者募集の趣旨	2
2	センターの概要	2
3	指定管理者の業務範囲及び内容	3
4	応募（申請）に際しての基本条件	7
5	応募（申請）の手続き	11
6	応募（申請）にあたっての提出書類	12
7	応募（申請）にあたっての留意点	16
8	指定管理者候補者等の選定	16
9	指定管理者の指定	19
10	協定の締結	20
11	その他	20
12	問い合わせ先	20

吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の趣旨

吹田市立高齢者生きがい活動センター（以下「センター」という。）は、高齢者が教養を深め、仲間づくりや世代間の交流を促進し、この場所で得たノウハウを地域に広めることを目標とするとともに、高齢者が生きがいと楽しみを見出し、活動を実践することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

センターについては、市民サービスの向上とセンターの効果的・効率的な管理運営を図っていくことを目的として、指定管理者制度を導入しており、指定管理者の選考にあたっては広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集します。

提案をいただいた内容を選定委員会で審査し、指定管理者候補者の選定を行い、市議会の議決を経て指定管理者を決定いたします。

2 センターの概要

- (1) 名 称 吹田市立高齢者生きがい活動センター
- (2) 所在地 吹田市津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ5階
- (3) 開 設 平成24年9月3日
- (4) 施設内容 鉄筋コンクリート造 地下2階地上8階建
施設床面積 約465㎡（地上5階の一部）

事務室	24.90㎡
生きがい教室1・2	95.23㎡
多目的室1・2	46.50㎡
多目的室3・4	104.71㎡
教材収納室	19.38㎡
交流サロン	154.37㎡
相談室	19.90㎡
- (5) 開館時間及び休館日
 - ア 開館時間 午前9時から午後5時30分まで
 - イ 休館日 日曜日、祝休日及び12月29日から翌年の1月3日まで
- (6) 利用状況 吹田市立高齢者生きがい活動センター利用状況（別紙1）

3 指定管理者の業務範囲及び内容

(1) 設置目的の遵守

指定管理者の創意工夫による利用者に対する質の高いサービスの提供を期待します。

指定管理者は、高齢者の生きがいづくりへの支援をするとともに、高齢者の福祉の増進を図るなど、センターの設置目的を達成し、市民が公平・平等にセンターを利用できるように十分配慮するとともに、創意工夫をもってセンターの管理運営を行ってください。

(2) センターの管理運営の基本方針

センターの管理運営においては、センターの設置目的に寄与するため、誰もが快適にセンターを利用し、活動・交流等ができるよう常に利用者の要望等を聴取し、管理運営に反映してください。

(3) 管理運営業務の内容

ア センターの使用証交付申請書の受理及び使用証の交付等に関する業務

イ センターの使用団体登録申請書の受理及び使用団体登録証の交付等に関する業務

ウ センターの専用使用許可申請書の受理及び専用使用許可書の交付等に関する業務

エ センター及び附属設備等の維持・管理に関する業務

オ 市主催・共催・後援の各種事業等の運営に関する業務

カ その他の業務

(ア) センター内の日常清掃及び整理整頓に関すること

(イ) 使用者の秩序維持及び安全管理に関すること

(ウ) 文書等の収受に関すること

(エ) センターの広報宣伝に関すること

(オ) ホームページの作成及び更新に関すること

(カ) 利用者用検索専用パソコンの管理に関すること

(キ) センターの設置目的を達成するための事業実施に関すること

(ク) 入館者及び退館者への対応に関すること

(ケ) 急病等への対応に関すること

(コ) センター使用者の駐車場及び駐輪場の利用に関すること

キ その他、センターの管理運営に関する業務

※ なお、千里ニュータウンプラザ（以下「プラザ」という。）全体の施設維持管理（建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、環境衛生管理業務、清掃業務、植栽維持管理業務、警備業務、修繕業務、駐車場・駐輪場管理業務）については、吹田南千里PFI（株）が行います。

プラザ内のルールを遵守するとともに、市及び吹田南千里PFI（株）から協力を求められたときは積極的に協力してください。

また、吹田南千里PFI（株）やプラザ内各施設管理者が集まる「千里ニュータウンプラザ連絡会議」に参加してください。

※ センターの日常的な管理業務の詳細については、センターの指定管理者管理運営基準（別紙2）を参照してください。

(4) 指定管理業務の一括委託等の禁止

業務内容の全部又は主要な部分を第三者に対して委託し、又は請け負わせることはできません。

(5) 職員の配置基準

センターの設置目的を達成するために、次の基準に基づき必要な職員を適切に配置してください。

ア 総括責任者

生きがい活動などの推進及び高齢者の福祉の増進に見識を有するとともに、センターの管理運営能力を備え、管理職として責任ある業務を遂行できる職員を1名配置してください。

イ 管理担当責任者

生きがい活動などの推進及び高齢者の福祉の増進に見識を有するとともに、センターの管理運営について、業務遂行能力を有する職員を配置してください。

ウ 事業担当責任者

生きがい活動などの推進及び高齢者の福祉の増進に見識を有するとともに、センターの設置目的を達成するための事業を、効果的に企画・実施する業務遂行能力を有する職員を配置してください。

エ 管理事務担当者

センターの使用申込み受付や許可、センターの維持管理にかかる庶務管理業務に携わることができる業務遂行能力を有する職員を配置してください。

オ 事業担当者

センター事業の企画・実施から進行管理までを、主たる業務として携わることができる業務遂行能力を有する職員を配置してください。

カ その他

- ・開館時間内は2名以上の職員を配置してください。
- ・総括責任者については、他の職員とは明らかに異なる職責であることが市民等のセンターの利用者からわかるように、職員体制を整備してください。
- ・管理担当責任者及び事業担当責任者のいずれか1名は、総括責任者を補佐するものとします。
- ・防火防災担当責任者を配置してください。

(6) 指定管理者の権限

ア センターの使用の許可及びその取消しの権限

イ センターの使用の禁止又は制限の権限

(7) 指定管理者として留意すべき事項

ア 個人情報の取扱い

指定管理者が行うセンターの管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、吹田市個人情報保護条例、その他、個人情報の保護に関する全て

の関係諸法令を遵守しなければなりません。

イ 情報公開への対応

指定管理者は、吹田市情報公開条例の趣旨に則り、指定管理者が保有する情報（センターの管理に係るものに限る）の公開について、市に協力するとともに、自らもセンターの利用状況や業務に係る経理状況等の積極的な情報の公開に努めてください。

ウ 保険加入業務

センター利用者の事故に対応するため、十分な施設賠償保険（対人・対物）に加入してください。

なお、施設の瑕疵による賠償責任保険は市が加入します。

エ 人権研修の実施

指定管理者は、センターの管理業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

オ 男女共同参画の取組

指定管理者は、男女共同参画の推進にかかる取り組みを積極的に行ってください。

カ 障がい者法定雇用率の達成への取組

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。応募段階で障がい者法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、センターにおける雇用を中心に誠実に履行してください。

キ 高年齢者等の積極的な雇用

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の趣旨に則り、高年齢者に対する就業の機会を確保するため、高年齢者の雇用を積極的に行ってください。

ク 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。

また、地震などの災害や事件などの危機事象発生時において、市をはじめ警察・消防等と連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立してください。

ケ 環境への配慮

指定管理者は、省エネルギー、省資源、廃棄物の排出抑制、グリーン購入など環境に配慮した取り組みに努めてください。

コ 優先的に利用する事業への支援

市の主催、共催、後援及び公用並びに市があらかじめ指定する事業を実施する場合は、会場の優先確保など、支援・協力を積極的に行ってください。

サ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に係る「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止し、講座、研修の開催については、合理的配慮を踏まえて、手話通訳等の配置等適宜対応を行ってください。

シ プラザ内他施設との連携

プラザ内の他の施設とも情報交換、連携をとり、来館者に対して丁寧な応対ができるように努めてください。

セ 吹田市スモークフリー推進庁内方針への理解

指定管理者は、吹田市スモークフリー推進庁内方針の理解に努め、プラザ内の禁煙を徹底する等してください。

ソ その他

地方自治法に基づく、監査委員による監査及び包括外部監査の対象となる可能性があります。

(8) 管理にあたって遵守すべき法令一覧

センターの管理運営を行うにあたり、以下の法令等の規定を遵守してください。

ア 労働関係法令

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等

イ 地方自治法

ウ 吹田市立高齢者生きがい活動センター条例、同施行規則

エ 吹田市行政手続条例

オ 消防法

カ 吹田市個人情報保護条例、同施行規則

キ その他関連法規・通知・要領等

(9) モニタリング

センターにおいて管理業務が適正に行われているか等について、市と指定管理者はそれぞれの立場でモニタリングを実施します。また、指定管理期間の2年目と4年目に第三者によるモニタリング・評価を実施します。

ア 事業計画書の提出

指定管理者は、年度ごとに事業計画書を作成し、市に提出してください。

また、センターの管理運営の適正化を図るため、市に対して業務や経理に関する資料や報告書等を必要に応じ、提出してください。

イ 経営状況の確認

市は、指定管理者の経営の健全性を確認するため、指定管理者に対し、収支計算書等経営状況を説明する書類の提出を求め、提出書類について疑義がある場合において質問することができるものとします。

指定管理者は、市の質問に誠意を持って対応してください。

ウ 実地調査

市は、センターの管理実施状況を把握するため、指定管理者に対し、必要に応じて随時実地に調査し、報告、帳簿又は書類の提出を求め、必要な指示を行うことができるものとします。

指定管理者は、市から指示を受けた場合は、速やかに従い、その結果を報告してください。

エ 利用者ニーズの把握

指定管理者は、利用者の意見や要望を把握するため、センターにおいて提供されるサービスに関する利用者アンケート等を実施してください。

指定管理者は、アンケート調査等の実施後、調査結果を分析し、業務改善につなげてください。

オ 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎会計年度終了後30日以内に、センターの管理運営に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出してください。

(ア) 業務の実施状況

(イ) センターの利用状況

(ウ) 業務に係る経理の状況

(エ) その他、市が必要と認めるもの

カ その他

指定管理者は、常日頃から管理運営状況を点検し、サービス向上等を図るよう努めてください。

4 応募（申請）に際しての基本条件

(1) 応募資格

次の要件を満たす法人又は団体（以下「団体」という。）若しくは複数の団体が構成するグループであること。個人の応募は受付けません。

グループで申請する場合は、すべての構成員が次の要件を満たす必要があります。

ア 国税及び地方税に係る徴収金を完納していること。

イ 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市又は他の公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

(オ) 本市から指名停止措置を受けている者

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員

(キ) 吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に規定する不当要求行為等を行ったことがある者

(2) 失格事由

応募（申請）者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- ア 指定管理者候補者選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他の応募（申請）者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 指定管理者候補者選定終了までの間に、他の応募（申請）者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（３） 指定予定期間

令和４年４月１日から令和９年３月３１日（５年間）

（４） 管理経費

各年度の管理経費（指定管理料）は、次に掲げる額の範囲です。事業計画、収支計画等を策定する際の参考としてください。

令和４年度から令和５年度まで

年額１３，０１０，０００円以下（消費税及び地方消費税１０％を含む）

令和６年度から令和８年度まで

年額１３，４１１，０００円以下（消費税及び地方消費税１０％を含む）

また、消費税及び地方消費税の税率に変更が生じた場合は、変更が決まった時点で協議を行います。

なお、指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

（５） 備品の帰属等

ア 指定管理料により購入した備品については、市に帰属するものとします。

イ 指定管理者は、市の所有する備品（市に帰属する備品を含む。）については、備品台帳を備え、備品台帳に基づき適正に保管に努めるとともに、購入及び廃棄等の異動を行う場合は、事前に市に報告してください。

(6) 業務分担

指定管理者と市の主な業務分担は、次の「業務分担表」によるものとします。

【業務分担表】「◎印」が業務分担者

項 目	市	指定管理者
センターの運営（企画調整、利用指導、案内、苦情対応、利用促進活動等）		◎
センターの管理（日常清掃、設備等の修繕、安全衛生管理等）		◎
備品及び物品管理		◎
非常時における初動対応 （待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	○ （指示等）	◎
災害復旧（本格復旧）	◎	
センターの整備、改修、備品の修繕	◎ （1件20万円以上）	◎ （1件20万円未満）
包括的管理責任（管理瑕疵を除く）	◎	

(7) リスク分担

指定管理者は、管理運営にあたり、センター並びに附帯設備及び備品等の貸与物品を損壊又は破損したときは、市が指定する日までに、原状に回復するか損害の相当額を賠償することとします。ただし、センター等の改善を図るなど、やむを得ないときは、市の承認により原状回復や撤去等を不要とします。

なお、指定期間中のリスク分担については、次のとおりとします。

【リスク分担表】「○印」がリスク負担者

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
応募コスト	応募コストの負担		○
引継ぎコスト	業務引継ぎコストの負担		○
法令の変更	センターの管理・運営に影響のある法令の変更	協議事項	
金 利	金利の変動に伴う経費増		○
物 価	物価の変動に伴う経費増		○
事業の中止・延期	センター設置者の責任による利用の遅延・中止	○	
	指定管理者の責任による遅延・中止		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	法令その他制度の変更のためにセンター利用が困難になったことによる中止	○	
物品管理	指定管理者の故意又は過失により破損した貸与物品の修繕費用		○
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	

(8) 提案内容等の遵守

提案内容及び指定管理者として遵守すべき事項について、誠実に履行しない場合は、市がその履行を請求することとし、市の請求に従わないときは、その指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

5 応募（申請）の手続

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和3年8月1日（日）から令和3年9月15日（水）まで

午前9時から午後5時30分まで

（ただし、土・日曜日及び祝休日は取り扱いません。）

イ 配布場所

吹田市 福祉部 高齢福祉室 生きがいグループ（吹田市役所 低層棟1階）

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1336（直通） FAX 06-6368-7348

※ なお、下記の吹田市ホームページ 福祉部 高齢福祉室 【生きがいグループ】に、次の書類を掲載します。

<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/koreifukushi/ikigai.html>

- a 募集要項、管理運営基準
- b 申請書他各種様式
- c 説明会参加申込書
- d 質問書

(2) 説明会

【開催日時】

令和3年8月17日（火）午後2時から1時間程度

【開催場所】

吹田市立高齢者生きがい活動センター

（吹田市津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ5階）

【申込方法】

説明会に参加を希望する団体は、「説明会参加申込書」をお持ち（土曜日及び日曜日は取り扱いません。）するか、電子メールを送信後に電話連絡をしてください。

電話及び郵送による申込みは受け出来ません。

なお、参加にあたっては、会場の都合により、1団体2名以内でお願いします。

ア 申込期限 令和3年8月16日（月）正午まで

イ 申込場所 募集要項等の配布場所と同じです。

電子メール kouikig@city.suita.osaka.jp

【質 疑】

募集要項等に関して質問がある場合は、令和3年8月18日（水）から令和3年8月25日（水）の午前9時から午後5時（厳守）までに、「質問票」をお持ち（土曜日及び日曜日は取り扱いません。）するか、電子メールを送信後に電話連絡をしてください。

「吹田市ホームページ」で、関連項目ごとに回答します。

※ 質問はこれ以降、受け付けしません。

提出場所 募集要項等の配布場所と同じです。

電子メール kouikig@city.suita.osaka.jp

※ 質疑の回答は、この要項の追加事項として取り扱います。

（３） プレゼンテーションの実施

指定管理者候補者選定委員会において、応募者によるプレゼンテーションと質疑を行います。令和3年10月を予定しており、応募書類提出後に個別に通知します。

なお、ヒアリング等審査の実施方法について、詳細は（別紙3）を参照してください。

（４） その他

応募資格を有しないと認められる方からの質疑、説明会への出席は、お断りすることがあります。

6 応募(申請)にあたっての提出書類

（１） 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、提出書類中、事業計画書、収支計画書並びに管理体制計画書には、センターの設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。

特に事業計画書には、センターの適切な管理を行うための具体的な方策を示してください。

ア 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

センターの管理に関する業務を最も適正かつ確実に行うことができるよう、下記の点に留意して指定期間にわたって作成してください。

（ア）市民の平等な利用の確保について

① 管理運営方針と運営計画について

② 平等利用の確保について

③ 個人情報保護の適正な取組みと情報公開への対応について

（イ）センターの効用を最大限発揮させ、センターの設置目的を効果的に達成し、高齢者の福祉の増進に寄与することについて

① 事業計画の基本方針

② センターの設置目的を踏まえた具体的な事業の内容

- ③ 利用促進策及び利用者ニーズへの対応
- ④ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- ⑤ 安全対策について
- ⑥ 自主事業の取組について(自主事業により利益が見込まれる場合は、その取扱いについて、募集時に提案することができます。)
- (ウ) 管理運営を安定して行う人員、その他経営規模及び能力について
 - ① 安定的な運営が可能となる人的能力及び労働関係法令の遵守について
 - ② 安定的な運営が可能な財政的基盤について
- (エ) センターの管理経費について
 - ① センターの管理運営にかかる経費の内容について
- (オ) 市内における団体の所在地及びセンターの設置目的に関連した事業等の活動実績について
 - ① 市内における団体の所在地
 - ② 市内でのセンターの設置目的に関連した事業等の活動実績について
- (カ) その他、指定管理者に求める役割について
 - ① 障がい者・高年齢者の積極的な雇用
 - ② 環境への配慮
- ウ 収支計画書(様式第3号)

収支計画書は、指定期間にわたって年度ごとに作成してください。
- エ 管理体制計画書(様式第4号)

人員配置等について、指定期間にわたって作成してください。
- オ 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書(様式任意)

最近3事業年度の収支予算書、収支決算書(科目内訳書の提出を求める場合があります)及び事業報告書又はこれらに類するもの(経営実績が3か年に満たない団体にあっては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類)

(グループ企業の連結決算の場合は、連結決算報告書も提出してください)
- カ 団体の労務に関する書類(様式任意)
 - (ア) 就業規則(給与規程等の各種規程を含む)
 - (イ) 事業所における最も賃金の低い従業員(月給制、日給制、時間給制それぞれ各1、個人情報情報は削除すること)の労働条件通知書又は雇用契約書
 - (ウ) 労働保険 保険 関係成立届(事業主控)
 - (エ) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)
 - (オ) 健康保険・厚生年金保険の適用通知書
- キ 定款、寄附行為、会則又はこれらに準じるもの(様式任意)
- ク 団体の概要を記載した書類(様式任意)
 - (ア) 法人にあっては、登記事項証明書
 - (イ) 役員又は代表若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿
 - (ウ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(本社及び事業所所在地、設立年月日、沿革、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売上高等)

ケ その他

(ア) 誓約書（様式第 5 号）

(イ) 納税証明書（法人税分、源泉所得税分、消費税分、地方消費税分、法人府民税分及び法人市民税分について、未納の税額がないことの証明）

（届出日において発行の日から 3 か月以内のもの）

※課税対象事業等がない場合は、その旨を記載して提出

(ウ) グループ構成員届（グループで応募する場合のみ）（様式第 6 号）

(エ) グループ協定書（グループで応募する場合のみ）（様式任意）

（２） 複数の団体が構成するグループで応募する場合

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め事業計画書にその旨を明記してください。この場合、（１）のキの定款、寄附行為、会則又はこれらに準じるものから、ケの（ア）誓約書までの書類は、すべての団体について提出するとともに、（１）のケ（ウ）「グループ構成員届」及び（エ）「グループ協定書」を提出してください。

なお、単独で応募した団体は、別のグループでの応募の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

応募書類の提出後は、代表する団体及びグループを構成する団体の変更は認めません。

(3) 提出書類作成上の留意事項

ア 提出書類は、原則A4サイズとします。

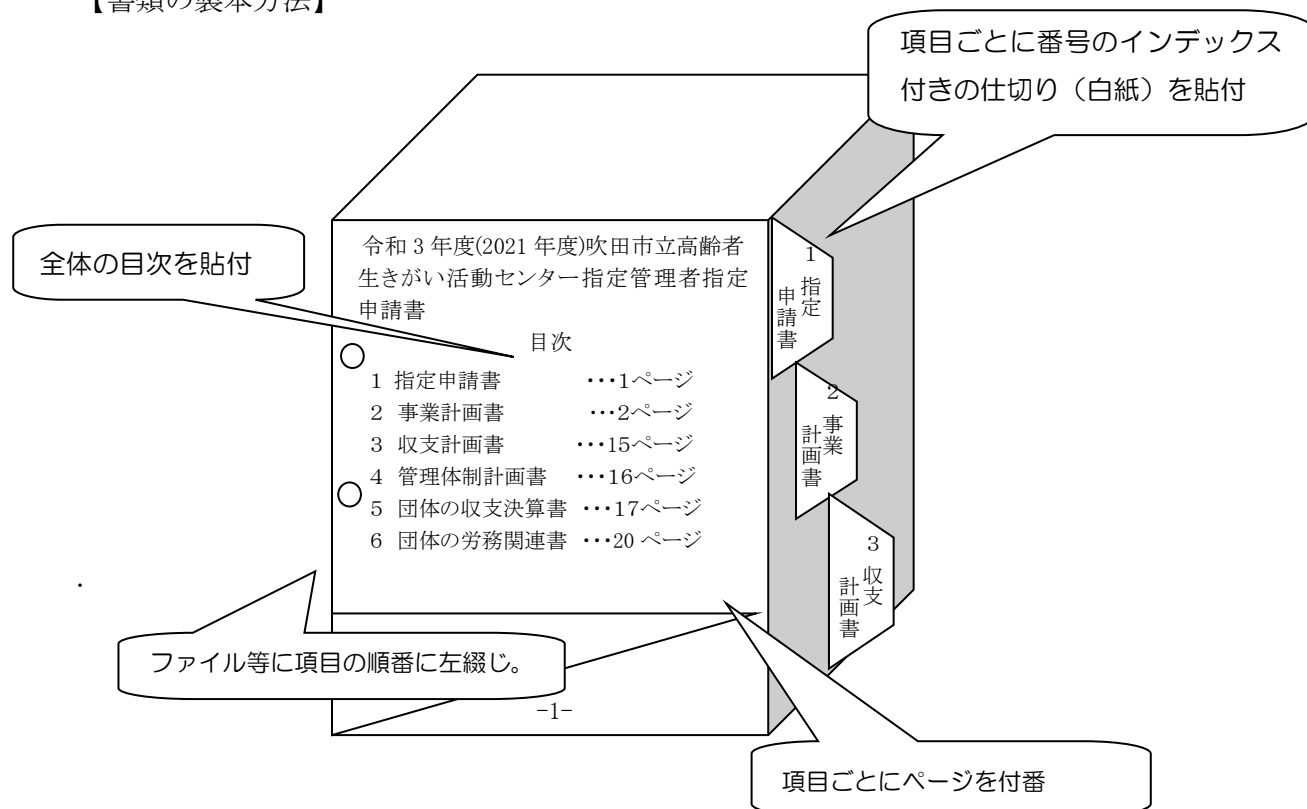
(A4サイズより大きい資料はA4サイズに折り畳んでください。)

イ 提出書類は、フラットファイル等に項目の順番に左綴じしてください。フラットファイルの表紙及び背表紙には、「令和3年度(2021年度)吹田市立高齢者いきがい活動センター指定管理者候補者指定申請書」及び「法人名(正本のみ)」を記載してください。

ウ 全体の目次を付け、項目ごとにページを付番してください。

エ 項目ごとに番号のインデックス付きの仕切り(白紙)を付けてください。

【書類の製本方法】



(4) 提出部数

書類は、A4判で正本1部と副本(写し)12部を同時に提出してください。

※ 書類の提出は、1申請者につき1提案とします。

※ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

※ 必要と認める場合は、追加書類を求める場合があります。

※ 副本では、提案者が特定されないよう、法人名(旧名含む)・住所(町名以降)・連絡先、施設名・住所(町名以降)・連絡先、代表者及び役員の名前等を黒塗りしてください。なお黒塗りが薄い等により、提案者に係る情報が読み取れる場合には、提出書類を再提出いただくことになりますので、注意してください。

(5) 応募(申請)書類の受付

ア 提出期間 令和3年9月1日(水)から令和3年9月15日(水)まで
午前9時から午後5時30分まで
(ただし、土・日曜日及び祝休日は取り扱いません。)

※ 提出期限を経過した後は、受け付けしません。

イ 提出場所 募集要項等の配布場所と同じです。

※ 提出書類は必ずお持ちください。郵送された提出書類は受け付けしません。

7 応募(申請)にあたっての留意点

(1) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

(2) 提出書類の不備

不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類等は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 著作権及び提出書類の取扱い

市が提示する書類等や応募者が提出する書類等の著作権は、それぞれのものに帰属します。ただし、市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を、無償で利用できるものとします。

(5) 特許権等

提出書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

(6) 提出書類に関する情報公開の取り扱い

提出書類の情報公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき公開の諾否を決定します。

8 指定管理者候補者等の選定

(1) 選定方針

指定管理者候補者には、最も適正かつ確実に管理運営を行うことができるとみられる者を選定します。

(2) 選定方法

吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」

という。)は、提出された書類等を下記の(3)選定基準に基づいて審査し、指定管理者候補者と次点者を選びます。審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーション・質疑も実施します。

なお、応募が1団体であっても選定委員会において審査し、指定管理者候補者の適否を判断します。ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に著しい不備があった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
- エ その他不正行為があった場合

(3) 選定基準

指定管理者候補者の選定にあたっては、次の選定基準をそれぞれ審査し、総合的に選定します。

- ア 市民の平等な利用が確保されるか
- イ センターの効用を最大限に発揮するものであり、センターの設置目的を効果的に達成し、高齢者の福祉の増進に寄与することができるか
- ウ 安定した管理を行う人員、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか
- エ センターの管理経費が適正な水準であり、効率的なセンター運営が図られるものであるか
- オ 市内に団体の所在地があるか、また、市内においてセンターの設置目的に関連した事業等の活動実績があるか
- カ その他、指定管理者に求める役割を果たせるか

下記の選定基準及び評価項目に基づいて提案内容を審査します。

選 定 基 準 及 び 評 価 項 目	配 点
1 市民の平等な利用が確保されるか ①センターの運営方針、運営計画 ②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 ③個人情報保護及び情報公開についての考え方及び具体的取組	15
2 センターの効用を最大限に発揮するものであり、センターの設置目的を効果的に達成し、高齢者の福祉の増進に寄与することができるか ①センターの設置目的に合致している ②事業計画の内容が具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる ③センターの利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応 ④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ⑤安心・安全に利用できるセンターとするための具体的方策及び緊急時の対応 ⑥自主事業の取組	40
3 安定した管理を行う人員、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか ①安定的な管理運営が可能となる人的能力及び労働関係法令の遵守 ②安定的な管理運営が可能な財政的基盤	20
4 センターの管理経費が適正な水準であり、効率的な運営が図られるものであるか ①センターの管理運営に係る経費の内容	10
5 市内に団体の所在地があるか、また、市内においてセンターの設置目的に関連した事業等の活動実績があるか ①市内における団体の所在地 ②市内でのセンターの設置目的に関連した事業等の活動実績について	10
6 その他、指定管理者に求める役割を果たせるか ①障がい者及び高齢者の積極的な雇用 ②環境への配慮	5
評 価 合 計 点	100

(4) 提案があった事業計画書等の説明

選定委員会は、審査の必要に応じて、応募者が直接、提案内容について説明（ヒアリング等）する場を設けます。この場合、事前に選定委員会に出席を求める旨を、応募者に通知します。

(5) 指定管理者候補者等の決定

市は、選定委員会の選定結果に基づき、指定管理者候補者及び次点者を決定します。

なお、指定管理者候補者や次点者に事故等があるなど、特別な理由があるときは、応募者の中から、新たに指定管理者候補者を選定することがあります。

指定管理者候補者等の選定例について、詳細は（別紙4）を参照してください。

(6) 選定結果

指定管理者候補者等の選定結果については、令和3年11月に、応募者に書面で通知するとともに、選定結果の概要をホームページで公表します。このうち、指定管理者候補者及び次点者については、応募者の名称も合わせて公表します。

9 指定管理者の指定

指定管理者候補者については、市議会での議決を経た後に、市が指定管理者として指定します。

指定したときはその旨を告示するとともに指定管理者に通知します。

なお、選定結果通知後に辞退した場合は、吹田市が被った損害について賠償請求することがあります。

10 協定の締結

指定管理者候補者を選定したときは、市議会へ指定管理者指定に係る議案を提出するまでに、指定管理者候補者と管理内容の細部について協議を行い、仮基本協定を締結します。

仮基本協定は、指定管理者の指定とともに本基本協定となります。

本協定の発効により、令和4年度から令和8年度まで、単年度ごとに年度協定を締結します。

(1) 基本協定の項目

- ア 指定期間に関する事項
- イ 管理業務の内容に関する事項
- ウ 使用の許可に関する事項
- エ リスク負担
- オ 個人情報、データの管理に関する事項
- カ 機密の保持に関する事項
- キ 情報の公開に関する事項
- ク 事業報告に関する事項
- ケ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- コ 損害の賠償に関する事項
- サ 従業員研修の実施に関する事項
- シ 再委託の禁止に関する事項
- ス その他市長が必要と認める事項

(2) 年度協定の内容

- ア 協定の期間
- イ 当該年度の指定管理料に関する事項

11 その他

- (1) 指定管理者が管理の開始時までに、事業の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なうなどにより、指定管理者として相応しくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (2) 指定管理者の指定を取り消した場合は、次点者を市議会での議決を経た後、指定管理者に指定する予定です。

12 問い合わせ先

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 福祉部 高齢福祉室 生きがいグループ

TEL 06-6384-1231 (代表) 内線 2543

TEL 06-6384-1336 (直通)

FAX 06-6368-7348